

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
規制対象の範囲	例え一人あたりの金額が低額であったとしても総額では大規模となることも予想されるので、何ら行政庁の認可を要しないとすることは適切ではない。	弁護士	共済事業にかかる規制の対象から法令上も明確にはずし、組合員による自治運営に委ねるが、引き続き定款への記載事項としての行政庁の認可、行政庁の監督及び検査等の関与は行うため妥当であると考えられる。
	共済金額が極めて低額で見舞金的な給付のみを実施している場合は、組合員による自治運営に委ねるという考え自体には異論はないが、その金額の水準は10万円程度とすべき。	損害保険業界関係	生協は組合員の自治により運営される組織であり、共済金額が極めて低額な給付のみを実施している場合には、破綻時に加入者が負うリスクはそれほど大きくないといえ、組合の自治運営に委ねることとしてもよいと考えられるとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
	規制対象から除外する範囲は共済金額だけで定めるのではなく、共済金額と掛金額の両方で定めるべきである。	消費生活協同組合関係	
入口規制 (最低出資金)	最低出資金の金額設定にあたっては、出資金のみで何億円以上という基準ではなく、出資金以外の自己資本(法定準備金や任意積立金等)も考慮する必要がある。	消費生活協同組合関係	出資金として必要な金額についての規制であり、出資金以外の資本については、健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)に関する規定を法定化し、それを基に行政庁が経営の健全性を判断することが妥当であると考えられる。
	小規模の共済事業を行う既存の単位共済生協が対応可能な配慮ある区分基準の設定をしてほしい。	消費生活協同組合関係	財政的に脆弱な生協が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準を設定するとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
健全性 (兼業規制)	共済事業を行う組合等について、規模に応じて兼業規制のあり方を区分する考え方については、実態に応じた適切な考え方であり、賛同する。兼業を規制する基準として「規模が一定以上」とあるが、その水準について明確にしていきたい。	損害保険業界関係	事業の規模が一定以上の共済事業を行う組合及び連合会については、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響が大きいとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
	導入の基準については、組合員の生活上のニーズに応える単位生協の総合性に十分配慮してほしい。(単位生協を対象にすることは反対であるという意見を含む。)	消費生活協同組合関係 協同組合関係	
	現在、実施の生協については認めてほしい。	消費生活協同組合関係	事業の規模が一定以上の共済事業を行う組合及び連合会については、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響が大きいため兼業の規制を行うことが妥当であると考えられる。
	共済事業における兼業を仮に許容するとしても、現状を追認することなく厳格な基準を設定すべき。	弁護士	事業の規模が一定以上の共済事業を行う組合及び連合会については、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響が大きいとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
健全性 (諸準備金の充実)	法定準備金の積立割合引上げに反対する。	その他	共済事業の財務の健全性を確保するため、自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保することは重要であり、他の協同組合における準備金制度を参考として法定準備金の積立割合を引き上げることは妥当であると考えられる。
	共済事業の見直し案で「諸準備金の充実」として、「価格変動準備金の新設」や「法定準備金の引き上げ(10%→20%)」を提示しているが、すべての共済商品に画一的に導入することは再考が必要。	消費生活協同 組合関係	諸準備金の積立は、準備金等の種類に応じて必要な積立方式を定めることが適当であり、例えば「価格変動準備金」であれば、保有資産のうち株式等の価格変動による損失が生じ得る資産をその資産に応じた積立率により積み立てる準備金であり、すべての共済事業種類に画一的に導入することは考えていない。
	短期共済と長期共済の基準を分ける。1年の短期共済においては現行基準を維持すべき。	消費生活協同 組合関係  その他	具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。なお、法定準備金等の共済期間に関わらず必要な準備金の積立について、導入することは妥当であると考えられる。
健全性 (共済計理人の関与の 義務づけ)	共済計理人設置が必要な生協の範囲から短期共済のみの契約者割戻し実施組合は除くべきである。	消費生活協同 組合関係	共済事業の経営の健全性を確保するため、契約者割戻しを行う場合等には、共済計理人の選任を義務づけ、割戻しの公平性等について確認し、その意見書を理事会や行政庁に提出することが妥当であると考えられる。
健全性 (ソルベンシー・マージン比率 の導入)	一般人が内容を理解できないソルベンシー・マージン比率をもって、生損保や共済の財務の安全性を証明できない。画一的にとられず、様々な面から企業の評価を行ってほしい。	その他	通常の予想を超えて発生するリスクに対応できる支払余力を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標(ソルベンシー・マージン比率)を設け、それを基に行政庁が経営の健全性を判断することは、行政指導の公平性・透明性を確保する上でも妥当であると考えられる。なお、実際に共済事業を利用する組合員に対しては、業務及び財務に関する説明書類について、公衆縦覧を義務づけることとしている。
	ソルベンシー・マージン比率の算出およびこれに基づく行政庁の早期是正措置の導入の必要性は認めるが、生協における共済事業は、種別、期間、事業規模等多種多様であり、適用範囲、算出方法等の基準設定にあたっては、そうした実態を十分勘案すべき。	消費生活協同 組合関係	生協が、共済事業を健全に実施するために、自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保することが必要であるとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
	一般保険(長期)と同じように導入することは反対する。	消費生活協同 組合関係	
	ソルベンシー・マージン比率の計算方法を統一的に明示してもらう必要がある。	消費生活協同 組合関係	共済事業と他の事業を兼業する生協については、出資金のような各事業に共通の資産があることなどから、ソルベンシー・マージン比率の算出など共済事業に固有の規制を適用するに当たっては、共済事業の健全性を担保できるような規制とするとともに、具体的な運用に当たっても、その他の規制と併せて、共済事業の健全性を的確に担保できるようにしていく必要があるとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
	ソルベンシー・マージン比率の法定化(導入)に当たっては、共済事業のみを実施する生協と他事業を兼業する生協では同比率に差をつけるべきであり、画一的に整理されるのは不合理と思われる。	消費生活協同 組合関係	

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
透明性 (外部監査の義務づけ)	外部監査の義務づけ規定はどの範囲の生協を想定しているのか。	その他	共済事業は、事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられるため、会計処理が適切に行われなかったために共済金の支払が適切に行われなかった事態が発生した場合、組合員の生活に与える影響は大きいことから、負債総額が一定以上の共済事業を実施する単位組合及び連合会に外部監査を義務づけることとするとされており、これを踏まえ、具体的な規定の範囲については、今後検討すべきと考えられる。
	共済事業だけでなく、経営規模が一定以上の購買事業等を実施する生協にも外部監査を義務づけるべきである。	公認会計士 法人関係	共済事業について特に厳格な規定を設けたのは、共済事業の性質が、契約者である組合員の共済掛金を管理・運用し、支払事由の発生時には、適切に共済金を支給するという、いわば金融事業の一種であるため、他の事業以上に事業の実施状況や財務状況の透明性が求められているからである。
	生協グループにおいても、協同組合独自の監査のあり方について引き続き検討すべきである。	協同組合関係	共済事業は、事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられるため、会計処理が適切に行われなかったために共済金の支払が適切に行われなかった事態が発生した場合、組合員の生活に与える影響は大きいことから、外部の公認会計士又は監査法人による監査を義務づけることとするとされている。
契約締結時の契約者保護 (共済推進時の禁止行為等の導入)	契約者保護の観点から、生協や役職員が推進行為を行ううえでの禁止行為を導入することに賛同する。ただし、その導入にあたっては契約者保護を目的とする保険業法と整合的な規制となるよう措置すべき。	生命保険業界関係	
	共済推進時の禁止行為を導入し、規制を設けることは契約者保護に資するため賛同する。規制の導入に際しては、法令上の行為規制だけでなく、その規制の実効性を確保できるよう監督行政庁による配慮(監督・検査体制の整備、専門的知識を有する人材の配置など)が必要である。	弁護士	契約者保護の観点から共済推進時の禁止行為等を法令上に定めるとともに、その実効性を確保するために、ガイドライン等を作成することが適当であると考えられる。
	契約締結時の契約者保護の名の下で、過度の規制強化を導入することにより、低コストの事業運営が阻害され、自発的且つ簡便な加入方法等が否定されることとなれば、加入者にとっても加入機会の逸失等が見込まれ、この点で十分な配慮が必要と考える。	消費生活協同 組合関係	契約締結時の契約者保護の観点から、生協やその役職員などの共済を推進する者が、推進を行う上で行ってはならない行為(契約者に虚偽のことを告げ、又は契約条項のうち重要なことを告げないこと等)について定める必要があり、妥当であると考えられる。
	2(6)の共済契約時の契約者保護については、共済代理店制度の導入とは無関係に、共済実施生協の自治の範囲で自主的な努力が求められる課題なので、この項で共済代理店の課題が位置づけられるのは的確ではなく混合して取り扱うべきではない。	消費生活協同 組合関係	生協共済が金融事業の一種であることや、破綻時に契約者に与えるリスクが大きいことを踏まえれば、一定の規制が必要である。また、契約者保護のための措置については、組合本体においてはもちろん、共済代理店制度が導入された場合には、当然、代理店においても求められる事項であり、同項目内で議論することは適当であると考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
契約締結時の契約者保護 (共済代理店)	共済でも保険と同様に整備工場が代理店になって自賠責共済の証書発行ができれば、組合員への車検サービスが迅速におこなえる。	民間事業者	
	現在、生協の共済については、その掛金収納先として信用金庫の口座を数多く利用していただき、生協と信用金庫の会員層は極めて近いものと思われる。同じ協同組織として、生損保同様に代理店が認められることについては、会員の保障に対する利便性の向上につながり、共済代理店には賛同する。	労働金庫・信用金庫関係	
	共済代理店の設置(組合員外による共済募集)については認めるべきではないと考える。	生命保険業界関係 経済団体関係 弁護士	現行の生協法上、共済代理店に関する明確な規定は存在せず、民法上の委任契約に基づき実施することは妨げられていない。生協法上、共済代理店に関する明確な規定を設けることにより、契約の代理又は媒介を行う者に対して、共済推進時の行為規制が適用され、また、共済事業の健全な運営を確保するために組合が講ずべき措置がなされることとなるため、妥当であると考えられる。
	共済代理店は認めるべきではない。ただし、以下の条件を満たした場合、適用の是非を検討すべき。 ①募集対象を組合員に限定し、組合員加入手続きは禁止する。かつ、実効性を担保するため、監督・監査体制を整備。 ②種目を問わず広く募集を行えるチャネルとしては労働金庫、チャネルを問わず募集を行える種目としては責任共済に限定。 ③代理店及び販売委託を行う外務員に対し、募集人登録又は届出制、教育・管理・指導の義務づけ、募集に関する禁止行為、所属組合の賠償責任等の規制を課す。 ④共済募集時に保険との誤認防止措置をとる。	損害保険業界関係	共済代理店の設置に当たっては、届出制などとした上で、共済代理店の行為に関する生協の損害賠償規定、生協による共済代理店に対する教育の義務づけ等を行う必要があると考えられる。共済代理店となりうる者の範囲については、農協法や中小企業等協同組合法においては、募集行為の適切性を担保するための一定の措置を導入しつつ、その範囲には限定が課されていないものの、生協が行う共済事業の共済代理店を認めるに当たっては、消費者の相互扶助組織であるという生協の性質や具体的なニーズなどを踏まえ、一定の範囲に限定することを検討することも必要であると考えられる。共済事業を行う生協は、あくまで組合員の相互扶助組織であるという趣旨を踏まえれば、当該生協と関係のない第三者に共済契約の締結と併せて、その前提となる組合への加入手続を行わせることは、必ずしも適切ではないと考えられる。
	「第三者が組合の委託を受けて当該組合のために共済の締結の代理または媒介を行う場合」につき、共済代理店として整理すべきである。ただし、この「第三者」からは、組合の役職員だけでなく、組合員も除くべきである。	消費生活協同組合関係	共済推進時の禁止行為等の規制の実効性を担保し、組合が代理店に対して教育、管理、指導をする上でも、「当該組合の役員又は使用人でないもの」のうち共済代理店と位置付けられるものについては、一定の規制を課すことが必要であるとしているところである。
破綻時の契約者保護 (契約条件の変更)	契約条件の変更を可能にするだけでは、契約者保護にはならない。契約者保護に資することを第一名義にするなら、少なくとも破綻時の契約者保護のあり方については、説明義務を果たすべきである。	その他	具体的な手続き等については、今後検討すべきと考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
破綻時の契約者保護 (再共済・再保険の さらなる活用)	セーフティネットとしての再共済・再保険のさらなる活用には反対する。法定準備金の引き上げ、価格変動準備金の新設、損保系以外の商品においても異常危険準備金の導入等に加えて、さらに再共済・再保険の活用を奨励することは、消費者保護と言いながら、結果として、消費者に過度の経済的負担を課することになる。	消費生活協同 組合関係	生協の破綻時に契約者を保護するため、保険業法に基づく保険契約者保護機構のような仕組みを設けることも考えられるが、破綻の理由、他業の兼業の有無、実施する共済事業の種別が生協によってさまざまであることから、そのような仕組みをもうけることにはなじまないため、セーフティネットとしての再共済・再保険のさらなる活用により、リスク分散することを意図したものであるが、すべての組合に義務化すべきものとはしていない。
契約者のニーズを反映した 円滑な事業実施 (最高限度額の規制方法の 見直し)	共済金の最高限度額については、透明性の観点から法令に規定すべきと考える。	生命保険業界関係	定款の記載事項として共済金額の最高限度額が定められており、共済事業規約について行政庁の認可が必要とされていること等から、共済金の最高限度額の適否の判断については、行政庁が個々の組合の定款及び規約を認可時に審査することで対応することとし、今後は、現行の共済金額の最高限度額に関する許可制度は撤廃することが妥当であると考えられる。
	近年、契約あたりの保険金額が低額化傾向にあることに鑑みれば、最高限度額を撤廃すべき現実の必要性は高いとは思われない。 最高限度額の撤廃は、共済破綻時における共済契約者の保護措置が整備されないままに、より高額な共済の取扱いが可能となることを意味し、共済契約者に高いリスクを負担させることになる。	弁護士	必要だと考えられる共済金額の最高限度額は、生協により異なり、定款の記載事項として定められている。定款及び共済事業規約について、行政庁の個別の認可が必要とされていること等から、現行の許可制度を維持しなくても問題はないと考えられる。なお、破綻時や破綻によるリスク回避のための契約者保護については、契約条件の変更に関する規定の整備、契約の包括移転の規定の整備、再共済・再保険のさらなる活用を行うことにより担保されるものと考えられる。
契約者のニーズを反映した 円滑な事業実施 (保険代理制度)	保険代理制度が導入された場合、共済ではなく手数料収入の高い民間生保の商品を勧めることは自明の理であり、共済の本質である組合員の生活を守るという視点が欠落するおそれが多分にあるため、慎重な対応を求めたい。	民間事業者	共済事業を実施する組合が保険代理を実施できることとした場合には、自らが実施する共済事業とは異なる種類の保険商品を取り扱う等により、組合員の様々なニーズを満たすことが可能になり、その利便性が向上すると考えられる。また、生協は、組合員の相互扶助組織であり、その行う事業によって、組合員に最大奉仕をすることを目的としており、手数料収入の多寡によって特定の商品を勧めることには繋がらないと考えられる。なお、生協においては、事業により発生した剰余金の処分については、制限がかけられているため問題とはならない。
	生協が保険会社等の業務代理・事務代行を行う場合には、保険契約と共済契約の誤認防止に向けた業務運営基準や事後の監督規定を設定すべきである。	損害保険業界関係  弁護士	保険代理制度の導入を認める場合には、共済事業と保険会社の業務の代理を併せて行うことから、これらの誤認防止措置を講ずることが必要であると考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
契約者のニーズを反映した 円滑な事業実施 (資産運用規制の緩和)	<p>「資産運用規制の緩和」が掲げられているが、内容によっては反対である。共済という仕組みをとる以上、リスクのある資産運用は避けるべきだ。</p>	その他	<p>共済事業に必要な資金の運用については、一定の安定性が必要であるものの、運用制限により資産の有効利用が妨げられ組合員の利益を損なう恐れもあることから、他の諸制度なども参考に、組合の規模なども踏まえつつ、資産運用規制の緩和を行うものであり、また、保有資産に応じて、価格変動準備金の積立義務が生じるため妥当であると考えている。なお、具体的な資産運用の方法については、法令の範囲内でそれぞれの組合ごとに総会等で定められるべきものと考えられる。</p>
契約者のニーズを反映した 円滑な事業実施 (事業規約変更の手續の簡素化)	<p>現規則の運用範囲をベースとして、運用対象商品の充実を図ることは賛成である。ただし、事業規模等により現規則より運用範囲が縮小する組合がないような法改正を要望する。また、商品特性等の違いから、長期共済を行う組合と、短期共済のみを行う組合で運用基準を分けることを要望する。</p>	消費生活協同 組合関係	<p>共済事業に必要な資金の運用については、一定の安定性が必要であるものの、運用制限により資産の有効利用が妨げられ、組合員の利益を損なう恐れもあることから、他の諸制度などを参考に、組合の規模なども踏まえつつ、運用方法の範囲を広げると共に、割合に関する規制を見直すこととされており、これを踏まえ、具体的な対象範囲、方法等については、今後検討すべきと考えられる。</p>
			<p>他制度の状況を参考に、軽微な事項等については総会の議決を要しないこととするなど一部について簡素化することとされている。</p>

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
<b>その他</b>			
職域組合の退職者の組合員資格	団塊の世代の一斉退職期を迎えた職域生協の要望を反映したものであり、法制化を希望する。	消費生活協同組合関係	
	職域組合については、組合員が死亡した場合、(脱退後、家族が共済事業を利用できるよう)組合員資格を配偶者に継承できるようにする必要がある。	消費生活協同組合関係	職域生協は、一定の職域による人と人との結合であることから、その組合員資格は一定の職域に勤務する者とされており、脱退後の家族に組合員資格を継承することは適当ではない。
大学生協の学生の組合員資格	改正の方向性に賛成。	消費生活協同組合関係	
その他	生協の理念等を十分に踏まえた報告書とし、また、それに基づく見直しを行うべきである。	消費生活協同組合関係	生協法は、制定されて以降、実質的な見直しが行われないうまま、現在までに60年近くが経過している。この間、生協を取り巻く環境や国民の要請は大きく変化するとともに、生協制度に対するさまざまな課題も生じてきている。 このため、生協制度の趣旨・実態等を十分に踏まえつつ、生協が、組合員の相互扶助という生協の本旨に沿い、将来にわたりその役割を的確に果たせるよう、生協制度の見直しを行うことが必要であるとされている。
その他	全てにおいて保障されるべき「法のもとの平等」という観点から、生活協同組合と農業協同組合との間に横たわる法的差別(不平等)について、本当によくないと思う。協同組合間に存在するこの法的差別(不平等)について、全く見直す意思のない中で行われている今回の「生協制度の見直し(生協法改正の検討)」は論外だと思う。	消費生活協同組合関係	生協制度の趣旨・実態等を十分に踏まえつつ、生協が、組合員の相互扶助という生協の本旨に沿い、将来にわたりその役割を的確に果たせるよう、生協制度の見直しを行うことが必要であり、それぞれの協同組合の性格の違いを踏まえた差異は問題ないと考えられる。
その他	「組合員に対する貸付事業」を明文化するよう要望する。	消費生活協同組合関係 その他	生活資金の貸付については、現行においても「組合員の生活の共済を図る事業」として可能であるとされている。
その他	連合会が一定の手続を経て、休眠組合を除籍できる制度を導入していただきたい。	消費生活協同組合関係	現行法に定める除名手続により、除籍可能となっている。